

## JUST FIT24 西口駅前店 利用規約

### 第1条【適用範囲】

本規約は、JUST FIT24 西口駅前店の本部であるメトロライオン合同会社（以下「本部」といいます。）及び本部より JUST FIT24 西口駅前店の商標使用権の許諾を受けた運営事業者（以下「運営店」といいます。）が、JUST FIT24 西口駅前店として運営するフィットネスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

### 第2条【独立運営】

1. 当クラブは、本部より JUST FIT24 西口駅前店の商標使用権の許諾を受けた運営店が、本部とは独立した主体として運営するものです。
2. 当クラブに入会した者（以下「会員」といいます。）および会員以外で運営店が認めた利用者（以下「ビジター」といいます。）は、当クラブの運営主体が運営店であることを了解した上で、当クラブを利用するものとします。
3. 会員は、運営店ごとに、会費、設備およびルール等が異なることを理解します。

### 第3条【会員制度】

1. 当クラブは会員制とします。
2. 当クラブに入会される方は、本規約を承諾し、所属する運営店（以下「所属運営店」といいます。）との間で、運営店所定の入会手続きを行い、利用規約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、運営店の諸施設を利用することができます。
3. 会員は、ご利用開始日より所属運営店を利用することができます。
4. 未成年者が入会を希望する場合は、運営店所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 会員は、本規約（第22条により改定されたものを含みます）、施設内諸規則、その他本部および運営店が定める規則をすべて遵守しなければなりません。

### 第4条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者は当クラブの会員になることはできません。

1. 本規約および当クラブの諸規則を遵守できない者。
2. 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
3. 過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またはそれらに属する者との関係を有する者と本部または運営店が判断した者。
4. 医師等により運動を禁じられている者。
5. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
6. 13歳未満の者（満12歳の中学生は入会可能とします。）
7. 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
8. 未成年で当クラブの利用に関して親権者の同意を得られない者。
9. その他、本部または運営店が会員としてふさわしくないと判断した者。
10. 筋肉の痙攣、意識の喪失などの症状、疾病を有している者。
11. 会費の滞納を含め、過去に他クラブから除名通告を受けたことのある者。

### 第5条【会員、セキュリティカード手数料等】

1. 運営店は、運営店ごとに、会費、セキュリティカード発行手数料、その他費用（以下「会費等」といいます。）を定めるものとします。会員は、会費等が運営店により異なることを理解します。
2. 会員は、会費等を、運営店所定の方法で支払うものとします。支払い時期は、在籍する月の月末までの分を、前月末日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません（第25条の定めがある場合を含みます）。
4. 当クラブまたは運営店は、会費等の改定を行うことができます。その場合、運営店は一か月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
5. 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、運営店は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、運営店が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

#### 第6条【セキュリティカード】

1. 当クラブは、会員に対しセキュリティカードを交付します。
2. 会員がクラブ諸施設に入る際には、当該会員に交付されたセキュリティカードを提示するものとし、会員本人がセキュリティカードを携帯していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
3. セキュリティカードは、交付された会員本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4. 会員は、セキュリティカードを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティカードを貸与した場合は強制退会の対象となります。
5. 会員は、セキュリティカードにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに所属運営店にその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。所属運営店が相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティカードの再発行を受けることができます。

#### 第7条【会員以外の施設の利用】

当クラブは、次の条件をいずれも満たす場合には、ビジターに当クラブを利用させることができます。その他の場合には、会員が同伴した場合を含め、会員以外の者による施設利用を認めておりません。

1. 当該運営店がビジターについて利用料を定めているときは、これを支払うこと。
2. 事前に利用する運営店から書面による承諾を得ること。
3. 施設の利用を、同伴した会員に認められた範囲および運営店が必要に応じて制限した範囲に限ること。

#### 第8条【遵守事項】

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

1. 施設及び機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および運営店の説明並びに指示に従わなければなりません。
2. 当クラブの利用時は、常に当クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守

します。

(ア) ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品。

(イ) サンダル、草履、または長靴。

(ウ) 裸足。

(エ) ヒールが高い、または滑りやすい履物。

(オ) スパイクシューズ等、施設又は器具を傷つける可能性のある履物。

(カ) その他、当クラブまたは運営店がふさわしくないと判断した服装、露出の多い服装など、履物、服飾品または装飾品。

3. 当クラブ内において、以下の行為は禁止されます。

(ア) 営利目的または宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他当クラブの目的と反する活動を行うこと。

(イ) 法律で禁止された薬物等を使用すること。

(ウ) 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと（運営店が別途許諾した場合を除きます）。

(エ) 本規約に基づき当クラブの利用を認められていない者を同伴させること。

(オ) 施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。

(カ) 大声または奇声を発すること。

(キ) 他の会員、ビジター、当クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。

(ク) 当クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

(ケ) 施設内（更衣室・シャワー室を含みます）での盗撮、覗き、その他プライバシー侵害行為。

(コ) 危険物の持込み、施設内での喫煙、その他運営店が安全管理上不適切と判断する行為。

(サ) 施設内での無断撮影・無断録音、または運営店の許可なく第三者が特定できる形でのSNS等への投稿。

4. 会員は、自己の責任において安全に配慮して施設を利用し、体調不良時は直ちに利用を中止し、必要に応じて医療機関を受診するものとします。

#### 第9条【入館の禁止、退場】

1. 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当する方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

(ア) 本規約（第8条を含み、これに限られない）および当クラブの諸規則を遵守しない者。

(イ) 本部または運営店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。

(ウ) 本部または運営店において、飲酒等により正常な施設利用が出来ないと判断した者。

(エ) 本部または運営店において、著しく不潔な身体（体臭を含む）または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。

(オ) 運営店の承諾なくセキュリティカードを持たずに入館した者。

(カ) 本規約の手續に従わずビジターを入館させた者及び入館したビジター。

(キ) 自己都合により会費等の全部または一部を滞納した者。

(ク) 上記の他、本部または運営店が入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。

2. 当クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとし

ます。

#### 第10条【退会】

1. 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人を通して、所属運営店に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2. 退会手続は、退会を希望する月の5日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の6日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
3. 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。また、第1項の退会届の提出後に、退会月会費等の未納が発覚した場合は、第1項の退会届は無効となり、在籍は継続するものとします。
5. 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
6. 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が十二か月間となった場合、または会費等の全部または一部を支払わない月が十二か月連続した場合は、強制退会とします。また滞納分については運営店が指定した方法で支払わなくてはなりません。
7. 退会に伴い、運営店は、長期契約（1年一括前納等）に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位で経過月分を差し引いて返還するものとし、
8. 入会后、第4条入会資格・利用規約に反することが判明した場合はその時点で退会となります。

#### 第11条【届出等】

1. 会員は、入会申込時に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属運営店において、所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。
2. 運営店から会員への諸通知等は、会員基本情報にあった最新の住所あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

#### 第12条【強制退会】

1. 本部または運営店は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を当クラブから強制的に退会させることができます。
  - (ア) 本規約（第8条を含み、これに限られない）および当クラブの諸規則を遵守しないとき。
  - (イ) 本部または運営店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
  - (ウ) 第10条第6項に該当したとき。
  - (エ) その他、本部または運営店において、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき。
2. 当クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から当クラブの施設を利用することができません。
3. 当クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、運営店は、前納分または既払分

の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

4. 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく当クラブへの入会はできません。

#### 第13条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

1. 退会。
2. 死亡または法人の解散。
3. 当クラブを閉鎖したとき。

#### 第14条【会員資格の譲渡禁止等】

当クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

#### 第15条【営業日および営業時間】

当クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、運営店ごとに別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

#### 第16条【施設の利用制限】

1. 運営店は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、運営店が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

(ア) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと運営店が判断し、営業が困難と認めたとき。

(イ) 施設の点検、補修または改修をするとき。

(ウ) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。

(エ) その他運営店が休業を必要と認めるとき。

2. 前項の場合、1週間前までにその旨を運営店または運営店のホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

#### 第17条【施設の閉鎖・変更】

当クラブは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本部または運営店が判断し、営業を不可能と認めたとき。

2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他運営店の経営上止むを得ざる事由が発生したとき。

#### 第18条【契約上の地位の移転】

サービス運営者が事業譲渡を行う場合には、サービス運営者は契約上の地位を事業の譲受人に移転させることができる旨、及び、ユーザーがかかる契約上の地位を移転させることについて予め同意する。

#### 第19条【賠償責任】

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、本部および運営店は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

#### 第20条【解散】

1. 当クラブは止むを得ざる事由が発生した場合には、三か月前の予告をすることにより、解散することができます。
2. 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 当クラブの解散の場合、本部および運営店は会員に対し、特別の補償は行いません。

#### 第21条【通知予告】

本規約および当クラブの諸事情に関する通知または予告は、運営店所定の場所に提示する方法により行います。

#### 第22条【本規約その他の諸規則の改定】

当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。

#### 第23条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本部または運営店の間で訴訟の必要が生じた場合、当クラブの運営する本社所在地を管轄する地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条【正本】

本部および運営店は、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することがありますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。

#### 第25条【キャンペーン等の特則（30日間全額返金保証等）】

1. 当クラブは、入会キャンペーンその他の施策（以下「キャンペーン」といいます。）を実施することがあります。キャンペーンの内容・適用条件・適用期間等は、運営店が別途告知し、必要に応じて会員に同意書への署名等を求めるものとします。
2. 運営店が「30日間全額返金保証」キャンペーン（以下「本キャンペーン」といいます。）を実施する場合、本キャンペーンの適用を受ける会員（以下「対象会員」といいます。）は、運営店所定の同意書に同意したうえで、以下の条件をすべて満たすとき、運営店に対し、入会時に支払った初期費用の返金を請求できます。
  - (1) 対象会員が本キャンペーンの適用対象として入会し、利用開始日から起算して30日以内に返金申請を行うこと。
  - (2) 返金申請は、対象会員本人が所属運営店へ来店の上、運営店所定の返金申請手続を行うこと（電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けません）。
  - (3) 返金申請時に、交付済みのセキュリティカード（会員カード）を運営店へ返却すること

(返却がない場合、返金手続は行いません)。

(4) 返金申請時点で、会費等(未払・遅延損害金を含みます。)の未納がないこと。

(5) 本規約違反、迷惑行為、強制退会相当事由その他運営店が不適切と判断する事由がないこと。

3. 前項に基づく返金の対象となる「初期費用」とは、次の合計額をいいます(別途告知で変更する場合は当該告知が優先します)。

(1) 会員カード発行手数料 5,500円(税込)

(2) 入会月の月会費(日割り)

(3) 翌月分月会費 6,980円(税込)

4. 前項の返金は、入会時に利用したクレジットカード決済に対し、運営店所定の方法で「売上の取消」または「返金(返金処理)」として行います(原則として現金返金・銀行振込は行いません)。返金の反映時期は、クレジットカード会社および決済事業者の処理・締日等により異なり、会員の利用明細への反映が翌月以降となる場合があります。なお、会員のクレジットカードの利用停止、解約、番号変更その他の事情により当該クレジットカード経由で返金処理ができない場合、運営店は、会員に対し代替手段(別カードでの返金処理の可否確認、または銀行振込等)について案内することができ、会員は運営店所定の本人確認および必要書類の提出に協力するものとします。

5. 対象会員が本キャンペーンに基づく返金を受けた場合、当該返金の完了と同時に、当該会員の会員契約は終了するものとし、以後、当クラブ施設の利用はできません。

6. 本キャンペーンにおける特典として提供されるパーソナルトレーニング(通常1回5,000円(税込)相当)は、運営店が指定する方法で予約のうえ提供され、現金その他への換価・返金・譲渡はできません。提供条件・回数等は運営店の告知内容および同意書の定めによります。

7. 本条の定めと本規約の他の定めが矛盾抵触する場合、本条の定めが優先して適用されません。

#### 附則

本規約は

2023年4月1日 発効

2024年3月7日 一部改訂

2026年2月26日 改訂(本キャンペーン条項追加)